

支援学校中学部 音楽

解答についての注意点

- 1 問題は、教科等に関する大問 **1**～大問 **3**、特別支援教育に関する大問 **4** の各問題から構成されています。
- 2 解答用紙は、記述式解答用紙とマーク式解答用紙の2種類があります。
- 3 大問 **1**～大問 **2**については、記述式解答用紙に、大問 **3**～大問 **4**については、マーク式解答用紙に記入してください。
- 4 解答用紙が配付されたら、まずマーク式解答用紙に受験番号等を記入し、受験番号に対応する数字を、鉛筆で黒くぬりつぶしてください。
記述式解答用紙は、全ての用紙の上部に受験番号のみを記入してください。
- 5 大問 **3**～大問 **4**の解答は、選択肢のうちから、問題で指示された解答番号の欄にある数字のうち一つを黒くぬりつぶしてください。
例えば、「解答番号は 」と表示のある問題に対して、「**3**」と解答する場合は、解答番号 の欄に並んでいる ① ② ③ ④ ⑤ の中の ③ を黒くぬりつぶしてください。
- 6 間違ってぬりつぶしたときは、消しゴムできれいに消してください。二つ以上ぬりつぶされている場合は、その解答は無効となります。
- 7 その他、係員が注意したことをよく守ってください。

指示があるまで中をあけてはいけません。

1 これから放送されるア～クの音楽や楽器の音を聴いて、次の（１）～（４）の問いに答えよ。

（１）ア～オの楽曲名と作曲者名を記せ。なお、解答用紙の「」に、必要な事項を記入すること。

（２）① カの曲名と作曲者名を記せ。

② カで使用されている独奏楽器の楽器名を二つ記せ。

（３）キの楽器に関連のある国または地域を下の語群 A～F から一つ選び、解答用紙に記号で記せ。また、この楽器名を記せ。

（語群）	A 西アフリカ	B コロンビア	C モンゴル
	D オマーン	E オセアニア	
	F スカンディナヴィア諸国		

（４）クの音楽について、二声の旋律を聴き取り、解答用紙の五線譜の 2～8 小節に書き記せ。また、伴奏パートの和音を聴き取り、コードネームで書き記せ。

調性はニ長調、拍子は 4 分の 4 拍子とする。

2 次の問いに答えよ。

次の楽譜は、源田俊一郎 編曲「混声合唱のための唱歌メドレー『ふるさとの四季』」より、「故郷」(岡野貞一 作曲)の一部である。ただし、この楽譜には、調号、拍子記号、ソプラノパートが抜けている。次の①～⑤の条件を踏まえて、解答用紙の五線譜に弦楽四重奏用の楽譜を作成せよ。

- ① 解答用紙に適切な調号、拍子記号、音符を記入すること。
- ② 調性は、変イ長調に移調すること。
- ③ 使用する楽器は、ヴァイオリン (1st, 2nd)、ビオラ、チェロとする。
- ④ ソプラノパートを1stヴァイオリン、アルトパートを2ndヴァイオリン、テノールパートをビオラ、バスパートをチェロとする。
- ⑤ テノールパートは実声の高さとして考えるものとする。

Soprano

Alto

Tenor

Bass

This system contains the first four measures of a musical score. The Soprano part is a single staff with a treble clef. The Alto, Tenor, and Bass parts are grouped together with a brace on the left and a bass clef. The Alto and Tenor parts use a treble clef, while the Bass part uses a bass clef. The music consists of quarter and eighth notes, with some notes having stems pointing downwards.

5

S.

A.

T.

B.

This system contains measures 5 through 8. The Soprano part is labeled 'S.' and has a treble clef. The Alto, Tenor, and Bass parts are labeled 'A.', 'T.', and 'B.' respectively, and are grouped with a brace on the left and a bass clef. The Alto and Tenor parts use a treble clef, while the Bass part uses a bass clef. The notation is consistent with the first system.

9

S.

A.

T.

B.

This system contains measures 9 through 12. The Soprano part is labeled 'S.' and has a treble clef. The Alto, Tenor, and Bass parts are labeled 'A.', 'T.', and 'B.' respectively, and are grouped with a brace on the left and a bass clef. The Alto and Tenor parts use a treble clef, while the Bass part uses a bass clef. The music continues with similar rhythmic patterns.

13

S.

A.

T.

B.

This system contains measures 13 through 16. The Soprano part is labeled 'S.' and has a treble clef. The Alto, Tenor, and Bass parts are labeled 'A.', 'T.', and 'B.' respectively, and are grouped with a brace on the left and a bass clef. The Alto and Tenor parts use a treble clef, while the Bass part uses a bass clef. The system concludes with a double bar line.

3 「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第2章 第5節 音楽」に関する内容について、以下の（1）～（3）の問いに答えよ。

（1）「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第2章 第5節 音楽 第1 目標」について、次の空欄に当てはまる語句として適切なものを1～5から一つ選べ。解答番号は

第1 目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、（ ）を次のとおり育成することを目指す。

- 1 生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに関わる資質・能力
- 2 多様な生活背景の中の音や音楽，音楽文化と豊かに関わる資質・能力
- 3 多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取り，創意工夫して表現する資質・能力
- 4 生活や社会の中の音や音楽，音楽文化についての理解を深め，豊かに関わる資質・能力
- 5 生活や社会における音楽文化についての理解を深め，創意工夫して表現する資質・能力

（2）「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第2章 第5節 音楽 第2 各学年の目標及び内容」について、以下のA～Dの問いに答えよ。

A 次に示す空欄（ア）、（イ）に当てはまる語句として適切なものを1～5から一つ選べ。解答番号は

第2 各学年の目標及び内容（第1学年）

1 目標

(2) (ア) ことや、(イ) ことができるようにする。

- 1 ア 曲にふさわしい音楽表現を創意工夫する
イ 音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって演奏する
- 2 ア 曲にふさわしい音楽表現を創意工夫する
イ 音楽を評価しながらよさや美しさを味わって演奏する
- 3 ア 音楽表現を創意工夫する
イ 音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴く
- 4 ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりする
イ 音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴く
- 5 ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりする
イ 音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴く

B 次の空欄に当てはまる語句として適切なものを1～5から一つ選べ。解答番号は

第2 各学年の目標及び内容（第1学年）

2 内容

A 表現

(2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法、身体の使い方などの技能

(イ) () 技能

- 1 創意工夫を生かし、曲想と音楽の構造や曲の背景との関わりを感じながら演奏する
- 2 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の音などを聴きながら他者と合わせて演奏する
- 3 他者との調和を意識し、楽器の音色や響きと奏法との関わりを感じながら演奏する
- 4 他者との調和を意識し、曲想と音楽の構造や曲の背景との関わりを感じながら演奏する
- 5 表現形態の特徴を生かして、楽器の音色や響きと奏法との関わりを感じながら演奏する

C 次に示す空欄（ア）、（イ）に当てはまる語句として適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は

第2 各学年の目標及び内容（第1学年）

2 内容

A 表現

(3) 創作の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

イ 次の(ア)及び(イ)について、表したいイメージと関わらせて理解すること。

(ア) (ア)

(イ) (イ)

- 1 ア 音のつながり方の特徴
イ 音素材の特徴及び音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴
- 2 ア 音のつながり方の特徴
イ 音階や言葉の特徴及び音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴
- 3 ア 音階や言葉などの特徴
イ 音のつながり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴
- 4 ア 音階や言葉などの特徴
イ 音素材の特徴及び音のつながり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴
- 5 ア 音階の特徴及び音のつながり方の特徴
イ 音素材の特徴及び音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴

D 次に示す空欄に当てはまる語句として適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は

第2 各学年の目標及び内容（第1学年）

2 内容

〔共通事項〕

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている（ ）こと。

- 1 要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解する
- 2 要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解する
- 3 要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、音楽における働きと関わらせて理解する
- 4 要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考える
- 5 要素及び音楽に関する用語や記号などについて、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考える

(3)「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第2章 第5節 音楽 第3 指導計画の作成と内容の取扱い」について、以下のA～Cの問いに答えよ。

A 次に示す空欄（ア）、（イ）に当てはまる語句として適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

イ 音楽によって喚起された（ア）、音楽表現に対する思いや意図、（イ）など、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。

- 1 ア 音環境への関心
イ 音楽に対する評価などを他者と共有，共感する
- 2 ア 音環境への関心
イ 知覚したことと感受したこととの関わりを他者と共有，共感する
- 3 ア 様々な感覚を関連付けた音楽への感情
イ 音楽に対する評価などを伝え合い共感する
- 4 ア 自己のイメージや感情
イ 音楽に対する評価などを伝え合い共感する
- 5 ア 自己のイメージや感情
イ 知覚したことと感受したこととの関わりを他者と共有，共感する

B 次の空欄に当てはまる語句として適切なものを1～5から一つ選べ。解答番号は

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

オ 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、生徒や学校、地域の実態に応じ、（ ）ことができるよう配慮すること。

- 1 自然音や環境音などへの関心を高める
- 2 音や音楽と生活や社会との関わりを実感する
- 3 生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていく
- 4 生活や社会の中で音楽のよさを味わい、自然や四季の美しさを感じ取る
- 5 生活や社会の中で音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながる

C 次の空欄に当てはまる語句として適切なものを1～5から一つ選べ。解答番号は

8

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(8) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

イ 第1学年では言葉で説明したり、第2学年及び第3学年では批評したりする活動を取り入れ、() よう指導を工夫すること。

- 1 曲や演奏に対する評価やその根拠を明らかにできる
- 2 生活や社会における音楽の意味や役割を理解することができる
- 3 音楽表現の共通性や固有性について自分なりに考えることができる
- 4 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わりについて理解することができる
- 5 我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性について考える

大阪府では、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とし、「障がい」としています。問題中では、機関・団体の名称等の固有名詞や、法令や文献等からの引用部分については、もとの「障害」の表記にしています。

4 特別支援教育に関連する法令や近年の動向について、次の(1)～(9)の問いに答えよ。

(1) 次の文は、「障害者基本法」(平成25年一部改正)の第四条の条文の一部である。次の空欄ア～ウに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の を侵害する行為をしてはならない。

2 の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ がされなければならない。

	ア	イ	ウ
1	権利利益	社会的障壁	合理的な配慮
2	社会参加	社会的障壁	合理的な配慮
3	権利利益	経済的負担	計画的な配慮
4	社会参加	経済的負担	合理的な配慮
5	権利利益	社会的障壁	計画的な配慮

(2) 「発達障害者支援法」(平成28年一部改正)について、次の①～②の問いに答えよ。

- ① 次の文は、「第一章 総則」第一条の条文である。次の空欄ア～エに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

(目的)

第一条 この法律は、発達障害者の の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、 発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら する社会の実現に資することを目的とする。

	ア	イ	ウ	エ
1	心理機能	切れ目なく	社会参加	配慮
2	身体機能	総合的に	協力体制	共生
3	心理機能	切れ目なく	社会参加	共生
4	心理機能	総合的に	協力体制	配慮
5	身体機能	総合的に	社会参加	共生

- ② 次の各文のうち、「第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策」
第八条の内容にあたるもののみをすべて挙げている組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- ア 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- イ 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。以下この項において同じ。）が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと。
- ウ 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。
- エ 大学及び高等専門学校は、個々の発達障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。
- オ 特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

- 1 アーオ
- 2 イーエ
- 3 アーウーオ
- 4 イーウーエ
- 5 アーイーウーオ

- (3) 次の文は、中央教育審議会答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（令和3年1月26日）の一部である。次の空欄ア～エに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

第Ⅰ部 総論 3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

(1) 子供の学び

- さらに、「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた、 や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、 の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要である。

第Ⅱ部 各論 4. 新時代の特別支援教育の在り方について

(3) 特別支援教育を担う教師の専門性向上

③ 特別支援学校の教師に求められる専門性

- 多様な実態の子供の指導を行うため、特別支援学校の教師には、障害の 及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら 指導に当たる能力が必要である。

	ア	イ	ウ	エ
1	探究的な学習	生き生きと活躍できる社会	状態や特性	リーダーシップを発揮して
2	探究的な学習	生き生きと活躍できる社会	種類や程度	専門的な知見を活用して
3	総合的な学習	生き生きと活躍できる社会	状態や特性	専門的な知見を活用して
4	探究的な学習	持続可能な社会	状態や特性	専門的な知見を活用して
5	総合的な学習	持続可能な社会	種類や程度	リーダーシップを発揮して

- (4) 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）「第1章 総則 第4節 教育課程の実施と学習評価」の記述の一部である。次の空欄ア～エに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

第4節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第2節の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童又は生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉えるや考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、児童又は生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基にしたりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

	ア	イ	ウ	エ
1	洞察力	観点	情報	創造
2	判断力	視点	情報	創造
3	洞察力	視点	内容	企画
4	判断力	視点	情報	企画
5	判断力	観点	内容	創造

(5) 次の各文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）「第7章 自立活動 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い」の記述の一部である。自立活動の具体的な指導方法や内容を設定するために留意すべき点について、正しいもののみをすべて挙げている組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- ア 個々の児童又は生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。
- イ 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。その際、個々の児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指すように努めるものとする。
- ウ 自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。
- エ 児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。
- オ 自立活動の指導の成果が進学先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図るものとする。

- 1 ア－イ－エ
- 2 イ－ウ－エ
- 3 ア－イ－ウ－エ
- 4 イ－ウ－エ－オ
- 5 ア－イ－ウ－エ－オ

(6) 次の各文のうち、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）「第3章 特別の教科 道徳」において示されている道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについて、正しいもののみをすべて挙げている組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- ア 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- イ 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- ウ 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- エ 身近な社会に自ら関わろうとする意欲をもち、地域社会の中で生活することの大切さについての自覚を養うこと。
- オ 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

- 1 アーウ
- 2 イーエ
- 3 アーウーオ
- 4 イーウーエ
- 5 アーイーウ

(7) 次の文は、「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」（平成27年4月24日 文部科学省）における記述の一部である。療養中の生徒及び障がいのため通学して教育を受けることが困難な生徒に対する多様な教育機会の確保の観点から、多様なメディアを利用し授業を行うことができることを趣旨として、改訂の内容が示された。次の空欄ア～エに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

第2 改訂の内容

療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して通信により行う教育には、 及び面接指導によるもののほか、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので同時かつ に行われるもの（以下「メディアを利用して行う授業」という。）及び事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能なもの（以下「 型の授業」という。）を含むこととしたこと。

また、メディアを利用して行う授業及び 型の授業が行われる各教科・科目又は各教科の特質に応じ、 により行う授業を相当の時間数行うものとしたこと。

	ア	イ	ウ	エ
1	添削指導	双方向的	オンデマンド	対面
2	添削指導	永続的	オンライン	対面
3	教科指導	永続的	オンデマンド	遠隔
4	教科指導	双方向的	オンライン	対面
5	添削指導	双方向的	オンデマンド	遠隔

(8) 次の文は、「いじめSOS チームワークによる速やかな対応をめざして いじめ対応プログラム I」(平成19年6月 大阪府教育委員会)における障がいのある子どもの状況把握と対応についての内容である。内容の説明として正しいもののみをすべて挙げている組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- ア 障がいのある子どもがいじめを受けている時、その子ども自身が「抵抗する」「いじめの状況を適切に周囲の者に伝える」など、自分から助けを求める行動を起こす場合が多く見られる。
- イ いじめの発生場所についても、学校内だけでなく、子どもの下校時や帰宅後、休日等に居住地域でも起こる場合が考えられる。このようなことから、障がいのある子どもに対するいじめは、隠匿性が高く、陰湿化しやすい傾向にあり、発見の遅れによって、より深刻な人権侵害事象となる可能性がある。
- ウ 学校のすべての教職員が、いち早く子どもの変化に気づくことが大切である。子どもとの日々のかかわりの中で、「理由のはっきりしないあざやけががある」、「原因はわからないが怯えているように見える」、「決まった場所に行きたがらない」等、少しでも普段と異なる様子が見られた時、教職員間で連絡を密にし、情報を共有することが必要である。状況によって、迅速に対応する必要がある。
- エ 保護者の気づきや訴えからいじめが発覚する場合もあるので、学校と家庭で子どもの様子を交流し合うなど、普段から保護者との連携を密にし、信頼関係を築く努力が必要である。
- オ 学校は、求められてから情報を提供するのではなく、保護者に対して積極的に情報を提供するようにする。たとえば、連絡帳などを通して、毎日の学校での活動内容やそのときの子どもの様子を具体的に伝えるようにする。

- 1 アーウ
- 2 イーエ
- 3 アーウーオ
- 4 イーウーエーオ
- 5 アーイーウーエーオ

(9) 次の文は、「セクシュアル・ハラスメント防止のために－障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助等における留意点－」(平成22年11月 大阪府教育委員会)の記述の一部である。大阪府におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための視点について、正しいもののみをすべて挙げている組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- ア 幼児・児童・生徒の意思を可能な限り確認する。
- イ 介助の前に、これから何をするのか、幼児・児童・生徒に伝える。
- ウ 必要以上の身体接触をなくすよう、介助方法についての研修や共通理解を深める。
- エ 身体的な接触を伴う介助が必要な場面では、一人に対応する。
- オ 介助は同性が行うことを原則とし、同性であっても幼児・児童・生徒に不快感を与えることは避ける。

- 1 ア－イ－ウ
- 2 イ－エ－オ
- 3 ウ－エ－オ
- 4 ア－イ－ウ－エ
- 5 ア－イ－ウ－オ

